

利 用 料 金 表

(1) 専用基本利用料金

①スポーツ・文化交流ホール(音楽室を除く。)

単位:円

種 別		時間区分		午前	午後 1	午後 2	午後	昼間 1	昼間 2	夜間	昼夜間1	昼夜間2	全日
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	13:00 ～ 17:00	9:00 ～ 15:00	9:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:00	13:00 ～ 21:00	15:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00		
ガイダンスルーム兼視聴覚室		2,360	1,850	1,850	3,700		6,060	3,290	6,990		9,350		
メ イ ン ホ ー ル	全 面	舞台及び電動客席使用	9,460			14,190		23,650	11,820	26,010		35,470	
		舞台又は電動客席使用	6,680			10,180		16,860	9,460	19,640		26,320	
	床のみ	一般	3,900	3,080	3,080	6,160	6,980	10,060	6,990	13,150	10,070	17,050	
		生徒等	1,950	1,540	1,540	3,080	3,490	5,030	3,490	6,570	5,030	8,520	
	半 面	床のみ	一般	1,950	1,540	1,540	3,080	3,490	5,030	3,490	6,570	5,030	8,520
			生徒等	1,020	820	820	1,540	1,740	2,560	1,740	3,280	2,560	4,300
トレーニング室		一般	1,540	1,330	1,330	2,570	2,870	4,110	3,600	6,170	4,930	7,710	
		生徒等	820	720	720	1,330	1,440	2,050	1,850	3,080	2,460	3,900	
多 目 的 室	椅子・机使用		3,080	2,880	2,880	4,110		5,650	5,140	7,710		9,250	
	床のみ	一般	1,540	1,330	1,330	2,570	2,870	4,110	3,600	6,170	4,930	7,710	
		生徒等	820	720	720	1,330	1,440	2,050	1,850	3,080	2,460	3,900	
学習室1、2、3		1,640	1,230	1,230	2,460		4,100	2,160	4,620		6,260		
和室(茶室付)		3,080	1,950	1,950	3,800		6,880	3,080	6,880		9,960		
調理室		4,110	3,080	3,080	6,160		10,270	5,140	11,300		15,410		

②スポーツ・文化交流ホール(音楽室) 単位:円

区分		1時間
音楽室	一般	510
	生徒等	300

③運動広場等

単位:円

区分		1時間
運動広場	一般	400
	生徒等	200
テニスコート	一般	600
	生徒等	300
テニスコート兼 フットサルコート	一般	600
	生徒等	300

備考

- この表の専用基本利用料金には、この表の第3項に掲げる附属設備に係る利用料金を除き、照明及び音響設備(テニスコート兼フットサルコートの照明設備を除く。)の料金を含むものとする。
- 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用区分に係る専用基本利用料金の10割を専用基本利用料金に加算する。
- テニスコート兼フットサルコートにおいて照明設備を利用する場合は、1時間当たり、100円を徴収する。
- ガイダンスルーム兼視聴覚室において、船松人権歴史館の見学に関して使用しようとする場合は、無料とする。
- 「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
  - 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- 許可を得て、別表第1に規定する開館時間を超過し、又は繰り上げて準備又は後始末のために使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、専用基本利用料金(第2項の規定を適用する場合については、同項の規定により算定した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

(2) 共用利用料金 単位:円

区分		1人1種目1回
共用利用	一般	200
	生徒等	100

備考

- 1 この表において、「1回」とは、館長が別に定める時間帯をいう。
- 2 「生徒等」の区分は、別表第3の(1)専用基本利用料金 備考5の各号に該当する場合のほか、次の各号に該当する者が使用する場合についても適用する。
  - ① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳を所持する者
  - ② 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者
  - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者福祉手帳を所持する者
  - ④ 満65歳以上の者

## (3) 附属設備の利用料金

単位:円

区分	数量	利用料金	備考
ピアノ	1台	5,140	調律料は、含まない。
指揮台	一式	300	譜面台付
ひな壇	一式	2,050	
マイクrohホン	1本	1,020	
ワイヤレスアンプ	一式	510	CDプレーヤー、カセットテーププレーヤー付
カセットテーププレーヤー	1台	1,020	カセットテープは、含まない。
CDプレーヤー	1台	510	CDは、含まない。
MDプレーヤー	1台	1,020	MDは、含まない。
ビデオプロジェクター	1台	2,050	再生機器は、含まない。
ブルーレイプレーヤー	1台	1,020	ブルーレイディスクは、含まない。
ピンスポットライト	1台	2,050	
照明セット	一式	6,170	セット内容 シーリングスポットライト 1組 ボーダーライト 1組 水平ライト 1組
セーフティマット	1枚	510	
フローシート	1枚	50	
カラーマット(10枚1組)	1組	300	
ストップウォッチ	1個	100	
スポーツタイマー	1台	510	
得点板	1台	100	
バスケットボール器具	一式	510	ゴール1組、得点板1台
バドミントン器具	一式	100	ポール・ネット1組
バレーボール器具(練習用)	一式	300	ポール・ネット1組、得点板1台
バレーボール器具(試合用)	一式	510	ポール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バレーボール器具(線審旗)	1組	50	
審判台(バレーボール用)	1台	200	
卓球器具	一式	100	卓球台・ネット・ネットサポート1組
卓球用フェンス	1枚	30	
レクリエーション器具	一式	510	ドッジビー19枚、なわとび(長・短)、ふわふわボール3個、 ショートテニス器具(ポール・ネット、ラケット、ボール)
フットサル用簡易ゴール	1組	300	2台1組
長机	1脚	50	
補助椅子	1脚	20	
コインロッカー	1か所1日	100	

## 備考

1 この表の使用料については、それぞれの区分ごとに1回徴収するものとする。この場合において、「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後1(午後1時から午後3時まで)、午後2(午後3時から午後5時まで)又は夜間(午後6時から午後9時まで)とする。

ただし、コインロッカーについては、これを適用しない。

2 舞台、照明、音響等について、技術等を要する設備の設置等を行うときは、別に実費を徴収する。

3 「(1) 専用基本利用料金」及び「(2) 共用利用料金」に掲げる「生徒等」の区分は、適用しない。

4 長机2脚、補助椅子5脚までの使用料は徴収しない。

(4) 駐車場利用料金

単位:円

利用時間	金額
最初の1時間まで	無 料
以後1時間までごとに	100(大型車等は、500)

備考

- 1 この表において「大型車等」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に規定する大型自動車又は中型自動車をいう。
- 2 入場後12時間までの駐車場利用料金を最大800円(大型車等は、1,000円)とする。